19 関連公益法人等に関する情報

財団法人テクノエイド協会(東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4F)

- 【業務概要】 ・ 福祉用具のニーズ調査、研究開発普及に関する事業
 - ・ 福祉用具の試験評価及び規格化に関する事業
 - ・ 福祉用具の情報の収集及び提供に関する事業
 - ・ 福祉用具の製作及び適合等に従事する者の資格の認定及び研修に関する事業
 - ・ 福祉用具の使用訓練及び相談指導に関する事業
 - ・ 福祉用具の研究開発及び普及に係る事業を行う者に対する助成事業
 - ・ 義肢装具試験の実施に関する事務
 - ・ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

【財務状況】

(平成18年度)

(単位:千円、千円未満切捨て)

他	ш	34	·口刀	#
■ 1		ויג	·昭	বহ

資	産	801,866	負	債	21,555
			正味		780,311

収支計算書

収	入	587,163	支		出	548,461			
			収	支	差	38,701			

【取引状况】

(平成18年度)

(単位:千円、千円未満切捨て、%)

1-70 : - 1 (2-)		(, ,
収	入	機構との取引金額	取引金額の割合
	587,163	280,683	47.8

【関連図】

独立行政法人福祉医療機構

交付金・助成金

(長寿・子育て・障害者基金事業)

(参考) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号) 抄

(指定法人による助成業務の実施)

第9条 独立行政法人福祉医療機構は、第7条第1項の規定による指定がされたときは、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第1項第7号の 規定による助成の業務のうち、福祉用具の研究開発及び普及に係るもの(以下「助成業務」という。)の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。

2 • 3 (略)

(交付金)

第13条 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第23条 第1項の基金の運用によって得られた収益の一部を交付金として交付することができる。

【役員の状況】

(亚成10年3日31日租在)

נו	1又貝の1八元』 (十成19年3月31日現在						,19年3月31日現在)
	役	職		氏	名		機構(事業団) での最終職名
	理	事長	小	嶋	弘	仲	
	常務	理事	村	尾	俊	問	理事
	理	事	有	吉	良	烞	
	理	事	石	井	岱	Ш	
	理	事	伊	藤	勇		
	理	事	稲	垣	平	\nearrow	
	理	事	宇	都宮	敏	男	
	理	事	木	村	修	造	
	理	事	後	藤	章	¥	
	理	事	澤	村	誠	竔	
	理	事	多	田		宏	
	理	事	羽	生生	В	俊	
	監	事	佐	々 木	典	¥	福祉貸付部長
	監	事	松	寿		庶	
	(2±) 7	+ *-		ㅁ丸ᄉ	수를 하다		* 市 米 口 マ ナ マ

(注)事業団とは、旧社会福祉・医療事業団である。

財団法人 テクノエイド協会

(法律に基づく指定法人)